

〈論 説〉

時間と法に関する研究序説 (三)

—邦語文献の整理と課題 (三) —

齋藤 洋

三. 我が国において千葉に並ぶ当該問題の先駆者として、小林直樹⁽¹⁾がいる。小林自身は、法哲学研究に入った早い時期から「時間と空間」の問題に関心を抱いていたが、当時は研究未熟ゆえに将来を期すほか無く、二十五年を経て漸くこのテーマに取りかかることになったと云う。それゆえにほぼ時期が重なる千葉の研究にも言及している。ただしそれは、千葉の第一論文、第二論文、第三論文、第四論文についての言及であって、第五論文については未公開であったため言及されていない。

そこで千葉の先行研究に対する小林による評価を見ると、「わが国で紹介に値する、恐らく唯一の法時間論は、千葉正士の『法と時間』……(中略)……に関する一連の作業である。」⁽³⁾とし、「以上の千葉の四部作「第一論文」第四論文」は、前述のとおり日本の法学者の時間論としては先駆的な業績であるが、右の課題「人間的時間制の確立」の遂行には、やはり人間学的視座からの再構成が望まれるであろう。」⁽⁴⁾と述べている。

さて、時間と法に関する小林の研究は、様々な段階で、様々な紀要等に記述されているが、その中でも、「法の

人間学的考察 (IV) に収められている第五章「法文明論の諸問題」の「21 法の時間論—人間の時間と法」⁽⁵⁾が現段階での中心を占めるといえよう。今回は、同論文を中心にして、その内容を知ることにする。

当該論文は、「人間は、時空の中に生まれ・育ち・働らき・遊び・死ぬる存在である。その人間の所産である法もまた、一定の時空の中で作られ・用いられ・更に変りもし移ろいもする規範である。」⁽⁶⁾といい、法は人間によって作られたものであることを示しつつ、時間に関するいくつかの問いかけを行なっている。それらを一言で表せば、「時間とは一体何なのか」ということになる。⁽⁷⁾しかし当該問題を論ずるのは他日に期すことにし、ここでは問題をもう少ししぼると言う。そこで小林は、当該論文を二分し、前半を (I) 「時間の一般的問題・序説」— (A) 時間とは何か、(B) 若干の基本問題への私見、(C) 時間の三成層—、後半を (II) 「人間 (学) 的時間と法関係」— (イ) 人間の時間の諸相・瞥見、(ロ) 法における時間—について論じている。以下では、この順序に従って小林の見解を纏めることにしよう。

(一) まず前半部分の中の「時間とは何か」という根本問題を解くに当たって先行研究者の見解を鳥瞰している。最初の重要な手掛かりをアリストテレスに求めている。アリストテレスは、等しく相反する二つの見解—時間が過去と未来の合成であるとするなら実在性を有しているのか、並びに、過去と未来を区分する「今」に同一性を見出すのは不可能である—を検討した上で、時間とは「前と後に關しての運動の数である。」⁽⁸⁾という。小林は、この基本的見解を素朴で単純と評しながらも、基本的な点で後世に受け継がれたという。例えば、ズワルト (P.J.Zwart) の示した、「④時間は現象間の一般化した前—後の関係である。⑤時間の方向は現象の継起の順序である。」という定義に現れており、今日の自然科学分野における時間の捉え方と重複しているという。⁽⁹⁾小林は、このズワルトの定義 (見解) にも疑問がないではないが、さしあたりの出発点として採用するという。その結果、小林

自身の定義としては、時間を「事象の経過・順序を測り捉える媒介尺度」⁽¹⁰⁾としている。ただし、小林自身も、科学用語とは別に日常生活で用いられるような多義的であるが、人間の生活にとつては充分に有意義な時間概念があることも、明確に認める必要があるという⁽¹¹⁾。筆者の視点からは、千葉の研究は、まさに日常生活で用いられている概念を中心に組み立てられているものと考えられ、この部分は小林が千葉の研究を念頭に置いていたことを示すものとも推測できよう。

(二) 次に、「若干の基本問題への私見」として、第一、「時間は無始無終か」、第二、「時間の矢」は果たして・又なぜ一方向に進むのか、第三、「今」＝現在とは何か、という問題に対する見解を簡潔に述べている。第一の基本問題に対して、始まりと終わりが在ろうと無かろうと、どのみち「桁違いに長大な宇宙的時間は、人間の生活にとつては比較を絶した『想像界』の出来ごと、その『有限無限』はどちらでもいい(つまり現実的意味はない)と一般に考えられるかもしれない」⁽¹²⁾といい、人知の未だ及ばない問題であると云っているようである。第二の問題に対しては、理論的あるいは観念的には時間の遡及ということも考えられるが、「事象が不可逆であること、したがって時間の矢が過去→現在→未来という一方向に進むことは、この世界では決定的な所与として受け取らなければならぬだろう」⁽¹³⁾という。第三の問題に関して、各人にとつては、過去は既に存在せず、未来は未だに存在しないのである以上、論理的に存在するのは「今」だけであり、理屈の上ではゼロに無限に近い瞬間であるが、人間の日常生活の感覚から見れば前後に幅を持つ時間であり、「持続的なもの」⁽¹⁴⁾であるのは当然であるとす。

このように、時間に関する基本問題に対しては、様々な見解や理論の可能性があることを認めつつも、最終的には或いは現段階においては、人間の一般的な日常生活上の感覚に基づくきわめて常識的な私見を示しているといえよう。しかし時間と法との関係を考察する場合には、時間に関する自然科学的な―観念的なあるいは理論的な―も

のよりも、法自体が人間の所産であり、人間生活と結びついている存在であることの条件を加味するならば、先の常識的な私見に落ち着くことには高い蓋然性があるといえよう。

(三) 前半の最後に、「時間の三成層」について述べている。小林は、コスミックは進化の過程を「物質—生命—人間」精神⁽¹⁵⁾、という三段階に分け、時間も当該三段階に相応するという。つまり (a) 物理(学)的時間、(b) 生物(学)的時間、(c) 人間(学)的時間、であるという。

(a) 物理(学)的時間とは、「ビック・バンに始まる空間と物質の発展とその経過を示すパラメーター」と一応の定義をしている。理論上は時間も可逆的であるが、現実の宇宙での「時間の矢」は過去から未来に向かって一方に進んでいる、と繰り返している⁽¹⁶⁾。

(b) 生物(学)的時間とは、「太陽系の中で特別な条件下にある地球環境に適応し、一定のリズムをもって生活する内的・自律的な周期性」であり、地球上の生物は十二時間ごとの明暗のサイクルに対するいわゆる概日リズム (circadian rhythm・サーカディアンリズム・約二十四時間周期) をもっている。また当該リズムだけでなく、潮汐リズムや月周リズム、季節の変化に対応する概年 (circannual) リズムなどがあり、「多様な生物の生態の中で、地球環境に適応した種々の体内時計が、作られ働いている状態は、生命活動が時間と切り離せないことを示して」いる⁽¹⁷⁾ という。

(c) 人間(学)的時間について、「他の生物にはない人類だけの人間的時間がある」という。その理由の第一は、人間の肉体の組成物質から見ると人間も天体の物質系と連続であるため、人間も物理的時間の法則のもとにある。第二は、太陽系の物理的条件に対応しつつ死を免れないことも含めて、生物(学)的時間は動物としての人間の生存条件である。第三は、物理的・生物的時間を越えた独自の人間の時間を享有している⁽¹⁸⁾。

このように人間にとつての時間は、物理(学)的・生物(学)的・人間(学)的時間の三層を成していることの確認が必要であると纏めている。

(四) 後半は「人間(学)的時間と法関係」に言及している。この部分はさらに、「人間的時間の諸相・瞥見」と「法における時間」に分けられており、さらに前者は、人間的進化の特性・「歴史」という人間的時間・実存的時間と日常的時間・「生きられる時間」の短さ・時間の構造と人間生活・「人造」の時間的尺度、後者は、法の効力に関する時間・法的行為及び法律効果の時間枠・労働等に関する諸規定・任期など制度的期限・時間経過の法的効果・その他、以上に細分化されている。これらは前半の最後で述べられていた三層からなる人間にとつての時間の中の人間的時間に関する既述に該当している。

(五) まず「人間的時間の諸相・瞥見」についての最初の「人間的進化の特性」である。言語と技術を得るまでの人間は物理的・生物的時空の中の存在であったが、その後は文化的進化を開始し、特に言語を中心とする情報を通じることによって「異常な速さで進み」、時間的速さと変化の多様性の点では自然進化を遙かに凌ぐ進化の要因となっており、人間の文化と存在様式の独自性を示す大きな特徴であって、法文化もその中の重要な構成要素である⁽¹⁹⁾という。

次に「『歴史』という人間的時間」である。歴史はいわゆる自然史ではなく自然誌であり、何らかの価値追求の目的的・創造的作業の結果である。ただし、それは常に上昇や進歩を記しているのではなく、時には下降(墮落)したり退行もする。法の歴史も同様であるが全体としては大きな進歩を遂げてきているといえる⁽²⁰⁾。

続いて「実在的時間と日常的時間」に言及し、法は後者に関わるという。すなわち、実在的時間は人間特有の在り方(例えば老病死苦への悩みなどが発生する)に関する重要な時間であり、それに対するためには人間としての根

源的思惟を必要とするので、その解決には法は役に立たない。一方、日常的時間では利便や快楽などが追及され、それが人々の当面の目標となり、利己的な欲求が渦巻き、その衝突から人間性の負の側面が跳梁し、墮落や混沌に至りやすくなるが、当該場面で法が存在意義を発揮する時間帯が生じ、衡平回復効果や免疫システム機能を発揮できる(ルーマン)のである。⁽²¹⁾

また『生きられる時間』の「短さ」について、人間は生きられる時間の短さを自覚しており、そのため先述の実在的時間と日常的時間の双方における死を有しているという。前者における死とは、まさに実在的な絶望と不安を引き起こす文字通りの永別であり、後者における死とは、死別に伴うもろもろの事項(遺体処理から相続などの社会的事後処理)が不可避的に付随している。この場面でも法が重要な役割を果たすことになる。また日常的時間―生きられる時間―の中では、人間は様々な紛争や事件に関係し、その解決のためにも人間特有の法システムを呼び出すことになるのである。⁽²²⁾

また「時間の構造と人間生活」について、人生や社会の基本を第一に、過去が永久に後戻りできない世界であること、第二に、現在は過去に規定されるが、行動決定は相当程度に自由である、第三に、過去・現在・未来の時間構造と「時間の矢」の動きは人間感覚では一つの連続的な「流れ」と感じられると考えるのが自然である。⁽²³⁾

さらに「『人造』の時間的尺度―暦・時間表」という項目を挙げている。人類は生活を有意義かつ円滑にするために自然のリズム(昼夜・四季・年など)を文化に取り入れることで、一種の時間表を作り出すと言う、人間独自の文化的作業を行うことになった。暦は呪術や宗教的儀式と深く関わってきた側面を有するが、太陽暦が示している様に自然現象を中心にしながら、年月日に種々の意味付けを行いながら、「社会制度の重要な一環を成しているのである」。そして「法における時間は、その代表的事例である。」⁽²⁴⁾

(六) そこで「法における時間」でヴィングラの言を取り上げる。つまり、「人間は時間の中に生れ、時間の中で生活し、時間を感得し、時間を計測する。人間は時間を基準として、計算し・勘定し、計測し・秤量し、見積りし・評価する」。加えて時間は「全ての法の本質的要素である」ので「法の実務上の執行にとつても、法の解釈学および理論上の把握にとつても、一つの基準として働く。」としている⁽²⁵⁾。しかしヴィングラは、人間の日常生活においては「時間の本質」についての知見は必要ないが、時間を離れては法現象は成り立たないという⁽²⁶⁾。この段階では、結局ヴィングラの問題意識については、筆者の問題意識と大差ないと考えられる。

法と時間に関して、小林はヴィングラの紹介のあと、日本の法令を基にして、日常生活における法の、時間的制約や関連についての典型例を要約的に俯瞰する。それは、(a)「法の効力に関する時間」、(b)「法的行為・法律効果の時間枠」、(c)「労働・勤労・休暇等に関する諸規定」、(d)「任期・会期その他の制度的期限」、(e)「時間経過の法的効果」特に時効制⁽²⁷⁾、そして最後に(f)その他について言及している。

(a)「法の効力に関する時間」について、実定法の成立・改廃などの一連の過程を取り上げ、さらに法律用語(越える、以上、未満など)の時間に関する意味にも言及しながら、手続及び用語をもつて時間との関係(拘束性・被拘束性)が端的に示されていると指摘している⁽²⁷⁾。

(b)「法的行為・法律効果の時間枠」では、前述の内容が法の形式面における時間との関係であったのに対し、この項目では人間の生活に関係する点をあげている。つまり人々の行動は、他者との社会生活を前提とすれば、明確な時間枠の中で営まれている。例えば紛争の解決にしても、法的に有意義な過程等の開始・変動・終了が明確でなければならず、その意味で法的行為の時間枠は格段に厳しいものがあると指摘している⁽²⁸⁾。

(c)「労働・勤労・休暇等に関する諸規定」では、社会生活あるいは人間生活の中で特に重要な側面である労働

と休暇とを取り上げる。「人間の生理的能力を無視した過剰労働が、国の労働力を磨滅させ、健全な経済秩序の崩壊に導くという、経験と反省に基づく現実的な政策」から出たとしても、また文明諸国では一般に労働者保護―国の政策上は労働力保全―と考えられているが、労働時間―休暇―に関する法的な規律は「人間にふさわしい」と評している。そして総合的に見るならば、このような時間的規律は、「国民の日常生活の整序に大きく寄与している。」と評価している。⁽²⁹⁾

(d) 「任期・会期その他の制度的期限」においては、国家を始めとする組織、つまり制度に関して時間との関わりを指摘している。諸制度を健全に運用するためには任期が定められており(任期制・定年制)、それはまた「公正さや流動性を確保する必要から生じた、極めて人間的な制度である」。加えて、株主の定期総会など定例(毎年一回)、財務状況の報告義務(少なくとも毎年一回)など、一年というサイクル内の行事の義務づけが「法秩序の一環を成している。」と指摘している。⁽³⁰⁾

(e) 「時間経過の法的効果―特に時効制―」では、これまで指摘してきた内容を前提として、さらに法の特質を一層明示しているのは時効であるという。この制度は、「長期にわたる事実状態を重視し、事実の法関係に『目をつむり』、正義や道徳の観点からすれば認めがたい状態をも法的に承認するという点で、時間経過に伴う『現状』への妥協を意味する」。もちろん、そのような事態を承認するには、「やむない事情」や「法的安定性への配慮」が重要と言う法特有の要請があると云い、単なる自然的時間の経過ではなく、「法実現の条件や目的性が不可分に絡んでいる」ことには注目しておく必要があると言う。⁽³¹⁾

(f) 最後にその他として、ルーマンの時間論に言及している。ここでは「法が取り組む現実問題は、『今』から見てつねに未来に生ずるものだから、法規範も『未来を先取り』する『予期』によって、『未来の出来ごと』に対

処しなければならぬ」ので「未来に生ずるであろうことは、法の中心的な関心事となる。」というルーマンの言葉を引用している。⁽³²⁾ただこれを見る限り筆者の感では、法の取り組む現実問題は、過去に発生した問題であることが多く、未来に生ずるものではないので、おそらくこの言及は、法規範の作成・成立のことを念頭においている様に思われる。またルーマンの見解のもう一つの重要なものとして、システムからの理解を取り上げている。法を「時間化された複合性を有するシステムの一つ」という。つまり、法システム自体が、安定性を保つために諸要素の不断の更新＝継続的な再生産を必要とし、その再生産の動態性においても「時間内存在である」といい、そこから過去に規定される未来と云う一方的な「時間の矢」ではなく、未来からの可能性によって規定される現在(過去)という時間観念について述べている。⁽³³⁾

(七) 以上が、小林の研究の非常に雑駁な纏めであるが、そこに一貫しているのは、考察の基準が「人間」という点であることは明らかである。しかし、この点が、分かりにくさの原因でも考えられる。つまり、これまでの参考文献等から、小林は極めて哲学的な、あるいは時間自体を研究している様な、またルーマンの様な理論を涉猟しながら高度な検討を加えているが、視点が「人間」であることによって、何らかの評価を行う場合には、日常生活あるいは日常感覚―法制定作業が携わっている場合にも予期による可能性の導入とそれによる未来の可能性の設定というかたちで現実の日常の経験として自覚し得る―に拠っており、その意味では、法社会学に依拠した千葉の研究と重複するとも考えられ、この点が論述の幅を広げているとともに振り幅が大きくなってしまっていると感じられる原因であろうと思われる。

しかし、この評価は筆者が未だ浅学故のものである点でご寛恕願いたい。それよりもむしろ、小林と千葉の研究の共通点として考えられるのは、文化というものではないだろうか。両者とも時間と法に関する普遍的な事項を求

めて、千葉においては歴史、実体などに重きを置いて考察しており、小林は哲学的思惟、観念的論理性を充分に取り入れようとしている。そこから歴史や文化の異なる社会においても通用する普遍化を目指していると推察し得るが、それらの資料自体が、あるものはアメリカの、欧州の特定の歴史、社会の実体及び学問的伝統に基づいて発生しているものであるので、当該資料自体が広義の文化の産物とも理解できよう。

そこで、本稿は、他の文献を渉獵・整理しつつ、特に日本における、つまり日本の文化に内在する時間観念を、時間と法という問題に導入し得るか否かと言う段階に進まなければならないと考えられるのである。⁽³⁴⁾

- (1) 小林直樹（こばやし なおき）。一九二一年十月三日生まれ。一九四二年東京帝国大学文学部哲学科入学、法学部に転じ、一九四六年東京帝国大学法学部卒、一九五一年に東京大学大学院特別研究生終了後、同大学教養学部講師、一九五九年同大学法学部助教（宮澤俊義の後任として憲法担当、教授（一九六一年）を経て、『憲法の構成原理』にて法学博士（一九六二年東京大学）、専修大学法学部教授（一九八二年～一九九二年）、北海学園大学法学部・大学院法学研究科教授（一九九二年～一九九六年）。二〇〇六年に総合人間学会設立（会長）。
- (2) 小林直樹「法の人間学的考察（Ⅳ）」財団法人法学協会『法学協会雑誌』（有斐閣）第一一八巻、六四九頁。
- (3) 小林、同論文、六五一頁。
- (4) 小林、同論文、六五二頁。小林は同論文の六五一～六五二頁にかけて、千葉の四部作の内容紹介を簡潔に行なっている。
- (5) 小林、同論文、六四五～六七五頁。
- (6) 小林、同論文、六四六頁。
- (7) ここでは、「時間は流れたり映ったりする何かだろうか」、「時間を価値ある、実体」のように見なしたりもするが、時間とはそんな実体的なものなのか、「時間は無始・無終（すなわち無限）か、それとも始まりと終わりがあのか」、「時間は連続か非連続

「続か」、「時間は(過去—現在—未来)の一方に進むか」、「時間(及び空間)は、物理的事物に依存しない独立実体(絶対的時空論)か、それとも事物から構成される相関的な観念(すなわち、時間は事象の継起の順序(空間は事物の位置関係)に外ならないと見る、構成主義的見解——ライブニッツ)か」、「時間の観念は先験的なものか、或いは事象の継起についての経験的なものか」、「時間は人間に取って『今』という瞬間しか存在しないのか、それとも『現在』^{いま}は分割不能の持続なのか」、という問題を提示している。小林、同書、六四六—六四七頁。

(8) 小林、同書、六四八頁。この理由として、①時間は運動そのものではないが、運動なしにはありえない、②時間は運動じたいではないから、運動のなにかである、③時間の認知や時の経過は、われわれが運動における前と後の知覚を持つことによる、ということが示されている(同書、六四七—六四八頁)。

(9) 小林、同書、六四八頁。この定義は、科学で用いられ得る常識的な定義であり、ズワルト自身も、時間に関する詳細な検討を行いつつながら、観念論的及び実在論的見方とともに支持し難いとして、いわば相関的観点—意識と事象、観察者と出来事の双方の関連において時間を捉える立場—に依拠して、本文で示した定義に至った(同書、六四八—六四九頁)。

(10) 小林、同書、六四八頁。

(11) 小林、同書、同頁。

(12) 小林、同書、六五二頁。

(13) 小林、同書、六五三頁。

(14) 小林、同書、同頁。

(15) この三段階については、小林「人間学ノート」(第二章八)においても言及されている。

(16) ただし、注釈において特殊相対性理論や一般相対性理論にも言及し、本文で述べているような単純な一方への進行だけではなく、「時空」のように時間と空間を統一して捉えたり、真空の「ゆらぎ」や極超微視の世界における予測不可能性(因果律の不適用)、あるいは、いわば「神の目」から見れば、時間は一方に進行するものではなく過去・現在・未来が混然一体となっているので他の流れもあり得るが、人間自体の理解力という限界によって諸現象を因果律で解釈した方が分かり易く、そのため時間を

過去から未来に向かって流れるとみているだけであるという、松田卓也『これからの宇宙論』(一九八七年)等々も取り上げている。小林、同書、六五四～六五五頁。

(17) さらに、すべての生物が死の終局を免れないことも、この時間性に加えられる運命的な出来事であるという。小林はこの生物学的な時間性に関して、富岡憲治『時間を知る生物』(一九九六年)や井深信男『行動の時間生物学』(一九九〇年)を引用して述べている。小林、同書、六五五～六五七頁。

(18) 小林、同書、六五八頁。人間は他の生物とは異なり、時空や生前、死後のことなどに思いを巡らせ、季節の移り変わりに詩情を感じたり、特定日に行事を行ったりなど全て人間だけの時間感性の現れであり、法律上の期間とか期限なども人間独自の時間様相の一つの代表的事例であるとしている(同書、同頁)。

(19) 小林、同書、六五八～六五九頁。ここでは、文化情報の伝達単位を文化子 (meme・ミーム)あるいは文化素 (culturgem) などと呼んでおり、この文化子による進化を遂げてきたという。

(20) 小林、同書、六五九頁。

(21) 小林、同書、六五九～六六〇頁。

(22) 小林、同書、六六〇～六六一頁。

(23) ここで大森荘蔵『時間と自我』(一九九二年)における時間は「移り行く」「流れる」ものではないと言う見解に哲学的なものと評価を与えながらも、現実感覚を重視している(六六一～六六二頁)。この様に、小林の研究は千葉と異なっており、哲学的思惟に純化しているかの様に思えるが、所々に、現実の人間生活に依拠して判断することが散見される。そうになると、千葉の法社会学的な研究に重複することにもなる。

(24) 小林、同書、六六二頁。

(25) 小林、同書、六六四頁。

(26) 小林は、その後、ヴィングラの研究書に関する、要約を二頁余りにわたって叙述している(同書、六六五～六六七頁)。このヴィングラによる時間研究は、千葉も取り上げ、言及しているので、その批判を含む見解については、次を参照のこと。拙稿

「時間と法に関する研究序説(二)——邦語文献の整理と課題(二)——」『東洋法学』第五十七巻第二号(二〇一四年一月)七〇九頁参照。

(27) 小林、同書、六六七頁。

(28) 小林、同書、六六八頁。さらに法律はその前提要件として、行為主体の行為能力の有無を重視していること、結局それらはみな時間に関わっていることも指摘している(同頁)。

(29) 小林、同書、六六八～六六九頁。ただし、これらの時間枠は一つの国の中で一律であるのではなく、私企業とは異なる勤務条件を必要とする公務員や、特別な勤務形態をとる裁判所・学校(小学校～大学など)では、夫々に適合する様な勤務日(勤務時間)・休暇が定められていることを例としている(同頁)。

(30) 小林、同書、六六九頁。

(31) 小林、同書、六六九～六七〇頁。

(32) 小林、同書、六七〇頁。

(33) 小林、同書、六七〇～六七二頁。小林によれば、千葉はこのルーマンの見解(『社会大系』)を雄大で明快であるとして高く評価しているが、その評価と同じくらいに不明確で理解しがたい点も多いと言う。誤解を恐れず極めて簡潔にまとめると、第一にルーマンは「時間が何であるのかについては未決定のままにしておきたい」ということから出発している点で時間概念の輪郭が明確になっていない。第二に時間の可逆性・不可逆性について物理＝数学上の可逆性と現実世界の不可逆性とを区別していない点で各別の説明がなされていない。第三にルーマンの見解は非常に高度なものではあるが文章表現自体が極めて難解で、ルーマン自身に直接会って問わねばならない箇所が多く、言葉の主旨が理解しがたい場合が多々ある。第四に「構造と時間」という記述部分では、その題名にもかかわらずオートポイエシス理論に基づくシステム関連の事項に長文を割き、時間の考察が少ない。これらにより「ルーマンの時間論は、それ自体が不透明で説明不十分なこともあって、本格的な再検討と再構成を必要とすると思われる」と評している(同書、六七一～六七四頁)。

また小林はルーマンの『法社会学』における時間論にも言及している。そこでは法規は、複雑で不確定な社会に生ずる問題を解

決するための予期構造―軽減機能を含む―である。同時に従来は未来は過去・現在の結果として捉えられてきたが、歴史の進展にもなつて時間観念にも変化が生じ、未来の可能性は現在の「体験加工構造」に依存している。また未来を考えること自体から現在に対して可能性が提供されるので、現在と未来と繋ぐのは一律ではなく様々な可能性の選択として現われると云う（同書、六七四―六七五頁）。これを筆者の拙い考察に基づけば、これまでは過去・現在・未来という流れは同一の重きを置かれた「時間の矢」として日常生活において把握されてきたが、人間が未来を考えることによって、そこに想像される諸事項を現在の選択肢の中に導入することによって、これまでの様な現在（過去）に未来が拘束されるという時間観念ではなく、未来に現在が拘束されることも表現し得る時間関係が発生すると理解できよう。その意味では、未来を予期することで多様な要素を未来から受領する法規範もこのような時間観念の中に位置付けられ得るとも云えよう。

〔34〕 もちろん筆者は民俗学者等でないので、高度で十分な研究に着手し得ないが、これまでの先行研究の整理を通して、曆等への言及はあったが、例えば能楽における時間観念などへの言及は見出せなかった。しかし、千葉の小林も人間の営む生活を視点とするならば、能楽、華道、茶道、あるいは武道（古武道）などの歴史的・文化的な事項に内在する時間観念を抽出して、それを当該研究に用いることも、学術的には意味を有すると考えるものである。